

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年9月30日

白山市監査委員 木 島 浩

白山市監査委員 寺 越 和 洋

1 定例監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月8日
- (2) 措置を講じた部局等 鶴来支所総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年10月5日（白山市監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
前回の監査において、随意契約の運用について注意を促したところであったが、今回の監査においても、改善されたとは言いがたい状況が見受けられた。 契約事務に当たっては、関係法令等の遵守や、公平性や経済的合理性に意を払うことはもとより、事務処理に係る労力面からの効率性も考慮し、適正な運用となるよう改善する必要がある。	随意契約の運用について、課内で白山市随意契約適正執行ガイドラインを再度確認し、改善に取り組みました。 今後も、関係法令等の遵守や、公平性、経済的合理性を勘案し、契約事務の適切な運用に努めます。